

学校法人土佐山田幼稚園  
認定こども園第二土佐山田幼稚園

令和 5 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受理の通知について

令和 5 年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(下記の表参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

(参考)

「法廷代理受領」の通知の法的位置づけ

○子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。

○「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、この度、実績をご報告するものです。(あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

【年齢別の公定価格の月平均額】

	満3歳・2歳	3歳	4歳以上
1号	128,320円	92,102円	77,579円
2・3号(標準時間)	122,549円	71,648円	57,442円
2・3号(短時間)	114,503円	63,603円	49,397円